

第Ⅳ章 遺物

1 木簡

木簡は、第50次調査地区 (6ADD-M区) から 1 点、第51次調査地区 (6ADD-O区) から 4 点、第52次調査地区 (6ADC-H区) から 1 点、第63次調査地区 (6ADC-G区) から 15 点、合計 21 点が出土した。このうち馬寮官衙域内から出土したのは第51次調査 (SA5950) の内容不詳な 4 点のみであり、他はすべて馬寮官衙域外に属する 4 条の溝 (SD5960・6155・6477・6499) から出土した。したがって、木簡には馬寮の性格や機能を示すような内容はみられず、調査地域の大部分を占める官衙を、「馬寮」に比定する手懸りは得られなかった。

以下、遺溝ごとに主要な木簡の出土状況を述べ、釈文を掲げるとともに、記載内容の概要を記すこととする（木簡番号はPL46・47の番号と共通）。

*

A SA 5950 出土木簡（第51次調査）

SA5950は、馬寮官衙域の東を画する第III期の南北溝である。木簡は南から 44 番目の柱穴から 4 点出土した。内容は詳かでないが、文書風の木簡 2 点がふくまれる。

木簡	表	記□□□□□□	
	裏	□ ^記 □□□	223×(20)×5mm 6081

*

表裏は天地逆で異筆。裏面は細身の楷書風の筆で、文書の書止にあたる記載かと思われる。下端は二次的な加工。ヒノキ・板目材。

B SD 5960 出土木簡（第50次調査）

SD5960は馬寮東官衙域南半部の西辺を画する素掘りの南北溝である。木簡はこの溝の埋土から 1 点出土した。同溝埋土からは、多数の藤原宮式を主体とした瓦、平城宮土器Ⅱを主体とし同Ⅳまでの土器が出土している。また SD5960を切って掘り込まれた土壙 SK6098からは平城宮土器Ⅱ・Ⅲの土器が出土している。したがって SD5960は宮造営当初からさほど隔らない

1) 釈文の右の数字は木簡の長さ・幅・厚さおよび木簡の型式番号を示している。法量にバーレンがついているのは木簡が欠損していることを示す。型式番号および釈文の表記方法については『平城宮木簡三』を参照されたい。なお、主な型式番号について簡単に記しておく。011型

式：短冊型。019型式：一端が方頭で、他端は折損などによって原形不明のもの。039型式：長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが他端は原形不明のもの。051型式：長方形の材の一端を尖らせたもの。081型式：折損などにより原形不詳のもの。

時期に掘穿され、第III期まで存続したと考えられる。

木簡 2 志摩国志摩郡手筋里戸主大伴部□人口□□□藻根二斗
〔戻カ〕
和□五年四月廿日
(274)×31×6mm 6039

□藻根は海藻根か。その海藻根二斗に付けられた貢進荷札である。年号は朽損のため読みき

- * れないが、郷里制施行（嘉永元年）以前のものであること、年紀に「五年」とあること、さらに元号の第1字目の偏が「禾」であることから、和銅5（712）年と判断できる。手筋里は『和名類聚抄』の答志郡答志郷にあたる。志摩国は養老2～3（718～719）年以前には志摩一郡であったと考えられ、¹⁾本木簡はその時期の一例である。海藻根は賦役令調絹絶条に調の雜物としてみえ（『令義解』）、延喜主計上式の志摩国貢進物中でも調の品目として海藻根を掲げており、
- * 本木簡が志摩国からの調の貢進物荷札であると思われる。ただし調の貢進月からはずれる4月のものであり、贅的な性格をもった志摩国独特の御調にあたろう。ヒノキ・板目材。

C SD 6155 出土木簡（第52次調査）

SD6155は、馬寮東官衙域の西辺を画する南北築地 SA6150と、その両雨落溝 SD6151・6152が

廃絶したのち、これらの溝を切って掘られた土壙状の短い東西溝である。木簡は SD6155の西

- * 端近くの埋土から1点出土した。伴出の土器は平城宮土器V～VIで、平安時代初頭に属する。

木簡 3 阿波国阿波郡秋月郷庸米物部小龍一俵 218×30×5mm 6051

阿波国からの庸米の貢進物荷札である。延喜主計上式の阿波国貢進物中にも庸の品目として米が掲げられている。秋月郷は『和名類聚抄』にも阿波郡秋月郷とみえる。ヒノキ・板目材。

D SD 6477 出土木簡（第63次調査）

- * SC6477は、馬寮官衙域の北を画す第IV期の築地 SA6475の北雨落溝である。この SD6477の黒色粘土層から木簡1点が出土した。平城宮土器IV～Vの土器類が伴出している。

木簡 4 □十六一又七 七百廿九 八十一 九一 三百廿四□□
(146)×(35)×2mm 6081

数字が列記されているが、何の数を示すか不詳である。ヒノキ・板目材。

- * E SD 6499 出土木簡（第63次調査）

SD6499は馬寮東官衙域の北限をなす築地 SA6150の北雨落溝のさらに北に掘られた東西溝

1) 『平城宮木簡三 解説』2893号の項参照。

2) 東野治之「志摩国の御調と調制の成立」（『日本史研究』192号） 1978。

である。切り合い関係から第III期に位置づけられる。この SD6499の東寄りのところから計11点の木簡が出土した。清掃のために派遣する兵士に関する文書木簡がまとまっている点が注目される。これらの木簡は馬寮東官衙と関係するものであろう。

木簡5 (表) ^{〔嶋カ〕} □掃進兵士四人依蓮池之格採數欠
(裏) ^{〔状カ〕} ^{〔異筆〕} ^{〔異筆〕} □注「坂」以移「坂坂」 天平十年六月九日 197×31×3mm 6011 *

移の文書形式をとっているが、文頭に発信者・受信者の記載がなく、日付の次に署名もないなど、公式令に定める移の書式とは大きく異なる。文章も正規の漢文としては整っておらず、宮内で日常的に使用された簡便な公文書のあり方を示す例といい得る。文意は「蓮池の格(長い枝)を採る数(人数)が欠けたので、嶋を掃く兵士四人を進める」ということであろうか。あるいは「嶋掃」が「嶋掃部所」といった小官司であった可能性もある。「嶋」は園池をともなう庭園をさすが、この木簡の「嶋」が宮内のどの位置にあたるかは判らない。ヒノキ・柾目材。

木簡6 (表) □進兵士三人依東蘭□
(裏) □以移 天平十年閏七月十二□ (145)×29×2mm 6081

上下共に欠損しているが、書き出しは木簡5と同じく「嶋掃」である可能性がある。東蘭は平城宮東張出し部東南隅における第99次調査の SD5815(東面大垣東雨落溝)出土木簡にもその名が見え、東張出し部東南隅の庭園をさすと思われる。ヒノキ・板目材。

木簡7 (表) 嶋掃進兵士四人依人役數欠
(裏) 状注以移 天平十一年正月二日 177×14×2mm 6011

木簡8 (表) □□進兵士四人依人□
(裏) □以移□ □ □ (142)×31×3mm 6019 *

木簡9 (表) 嶋掃進□
(裏) 以移□ (52)×37×3mm 6019

以上5点は内容・記載形式が同じで、形態も長方形の材(6011型式)を基本としており、一連のものといいう。年紀は天平十・十一年に集中する。諸国から京上する兵士である「衛士」ではなく「兵士」と記していることから、この兵士は左右京の兵士であろうか。宮内でこうした「兵士」が雜使された事実が知られるが、どういう形で兵士が組織されていたかは不詳である。木簡7はヒノキ・柾目材、木簡8・9はヒノキ・板目材。

1) 岸俊男「“嶋”雜考」(『櫻原考古学研究所論集第五』) 1979。

近接していることも注意される。注1) 参照。

2) 『続日本紀』にみえる「鳥池塘」「西池宮」にあたると思われる現在の佐紀池と木簡出土地が

3) 『平城宮発掘調査出土木簡概報十一』16頁上段。

*